

日光市立東原中学校 いじめ防止基本方針（概要版）

1 いじめ防止等に対する学校の考え

○いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条第1項）

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。

○さらに本校では次の点を意識し、児童生徒の尊厳を守りながら、いじめのない学校づくりに向けて学校を挙げて取り組みます。

- ・本校のどの生徒にも起こりえるもの
- ・人権侵害であり、人として決して許される行為ではないこと
- ・大人に気づきにくく、発見しにくいこと

2 組織的な対応に向けて

- ・いじめ対策委員会を開催します。（1か月に1度の定期開催と、いじめ認知時の臨時開催）
- ・いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を実施します。
- ・生徒及び保護者に対していじめ防止等に対する本校の考えを伝えていきます。

3 いじめの未然防止に向けて

- ・生徒自らが「いじめを許さない心」「いじめを起こさない力」をもてるよう、いじめの防止に資する活動を取り入れます。
- ・生徒一人一人が意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう、「集団づくり」「授業づくり」をすすめます。
- ・生徒がいじめに出くわしたときに傍観者とならず、いじめを止めさせる力を育めるよう、正しいことを主張できる「集団づくり」をすすめます。
- ・心ならずも他の生徒を傷つけてしまうことのないよう（特にインターネットを通して）、自己の発言に責任をもてるよう指導します。

4 いじめの早期発見に向けて

- ・普段の学校生活の中で生徒の声に耳を傾け、ささいな兆候であっても見逃さずいじめの可能性を疑います。
- ・年10回、「悩み調査」（アンケート形式）をおこない、生徒の心理的な苦痛を受け止めます。
- ・各学期1回「教育相談」をおこない、担任と生徒が直接話し合える場を設けます。
- ・日頃から生徒、保護者との信頼関係を深めることで、相談しやすい体制作りに努めます。
- ・生徒、保護者、地域からのいじめに関する相談・通報の窓口を明確にします。

5 いじめの事案対処に向けて

- ・いじめに関する相談・通報を受けた場合には速やかに事実確認をおこないます。
- ・「いじめ対策委員会」にて学校としての方針を決定し、組織的に対応をしていきます。
- ・いじめた生徒に対しては行為の善悪をしっかりと理解させると共に、反省を促し二度といじめることのないようしっかりと指導します。
- ・学校内でいじめの事案に関し全職員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組みます。

6 いじめの解消に向けて

- ・いじめを傍観することになった生徒にも、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず報告しようとする態度を育成します。
- ・いじめの解消に向け、謝罪やいじめの行為が止んだあとも、いじめられた生徒の心情をくみ取り注視していきます。いじめられた生徒、いじめた生徒双方を継続的に指導・助言し、良好な人間関係の構築に努めます。

7 いじめに関する相談について

○ ホットほんと電話相談

【子ども専用】いじめ相談さわやかテレホン	028-665-9999
【保護者専用】家庭教育ホットライン	028-665-7867

○ いじめ・不登校等対策チーム

上野賀教育事務所	0289-62-0162
----------	--------------

○ 栃木県総合教育センター（教育相談部）	028-665-7210・7211
----------------------	-------------------

○ 栃木県連合教育会（栃木県教育会館）	028-625-5228
---------------------	--------------

○ 日光市教育相談室	0288-21-9130
------------	--------------

○ 日光市教育委員会いじめ相談	0288-21-5181
-----------------	--------------

○ 【東原中学校】 学校いじめ対策委員会	0288-22-2340
----------------------	--------------

【東原中学校】 担当	生徒指導主事
	教 頭
	教育相談
	（話しやすい先生で結構です）